破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０号
岩手県花巻市天下田213番地15、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1017番地１　アイディスクエア伊奈丸山210
債務者　小山内信一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１１号
岩手県花巻市浅沢111番地46
債務者　佐々木茂樹
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２号
岩手県花巻市双葉町１番26号
債務者　高橋　武蔵
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字若宮24番地の２　メグロハイツ102、前住所宮城県仙台市泉区旭丘堤２丁目16番２号　カーザセレーナ202
債務者　吉田　博貴
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
埼玉県越谷市大字大泊705番地
債務者　長北　義之
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
埼玉県富士見市関沢２丁目14番８―202号
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９２号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地６―304
債務者　坂井　義子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１３号
新潟県上越市大豆１丁目５番１号　ライブコア大門201号
債務者　小林　恭美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３５６号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　清水　幸宏
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１号
大阪府門真市城垣町24番20号
債務者　山本　　功
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６号
大阪市住之江区浜口西１丁目15番28号　ベルメゾン住吉207
債務者　大島　光雄
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０２号
大阪府八尾市太田新町６丁目196番地、住民票上の住所大阪府八尾市北木の本５丁目86番地　ライラックレインボー402号
債務者　大西　勝也（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８０号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番２号　平井ビル501、前住所山口県下松市潮音町１丁目７番40号　レジデンスＳＩＯＮＥ―Ａ202号
債務者　高濱　友弘
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４５号
大阪府門真市北岸和田２丁目１番31号
債務者　鈴木　章一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４６号
大阪府門真市北岸和田２丁目１番31号
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５３号
大阪市天王寺区筆ケ崎町４番１号筆ケ崎マンション103号
債務者　松尾光容こと　金　　光容
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５９号
大阪府八尾市上之島町北４丁目13番地の１八尾山本レックスマンション310号
債務者　福島　友紀
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部